

<報道発表資料>

令和8年4月2日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

京都市学童クラブ事業における児童のアレルギー摂取事故の発生について

令和8年3月23日、京都市内の学童クラブ事業において、食物アレルギーのある児童に対し、誤ってアレルゲンを含む食べ物を提供する事故が発生しました。

本件事故の発生を重く受け止め、今後、同様の事故が発生しないよう、再発防止策の徹底に努めてまいります。

【概要】

● 事案

令和8年3月23日（月）昼食時、京都市内の学童クラブ事業を運営する団体の職員が、自身が食べていたパンを、食物アレルギーのある児童に与えてしまったところ、当該児童が咳や喉の違和感といったアレルギー症状を呈する事故が発生しました。

当時、当該児童が、食品摂取後にのどの痛みや咳の症状が出たため、施設職員に症状について訴えました。当該児童が自主的に持参薬を服薬し、施設職員は救急ではなくかかりつけ医の小児科へ連絡をしましたが、診療時間外であったため繋がりませんでした。その後、保護者に連絡し、当該児童へ持参薬の服用指示と救急受診についての依頼がありました。施設職員は当該施設の緊急マニュアルに記載されている救急外来のある医療機関に連絡したところ、小児であるため受診を断られ、小児科の受診を促されました。これらの対応を行っている間に、発症後おおよそ1時間30分程度経過しており、保護者が学童クラブへ到着し、児童を引き渡しました。

当該児童がアレルゲン接種後に自主的に持参薬を服薬していただきましたが、引き渡し時点においても、当該児童は症状を呈していたため、保護者とともに病院を受診し、引き続き健康観察を行う結果となりました。

● 発生の原因

当該学童クラブでは入会前に児童のアレルギー情報をご提出いただいておりますが、アナフィラキシーショックを引き起こす危険性のある食物アレルギーに対する知識の不足により、本来提供すべきではない職員自身が所持していた食品を誤って提供したことが要因です。当該児童が食品を摂取後に、のどの違和感を申し出たことで、アレルギー事故が発覚しました。

● 再発防止策

本件を受け、本市及び当該運営団体において、食物アレルギー対応マニュアル等を改めて確認し、当該運営団体の全職員に対し周知徹底を行っております。

また、本市は、当該運営団体を含む学童クラブ事業の委託先の全運営団体に対し、学童クラブにおける食物アレルギー対応に関する注意喚起の通知文を発出し、周知しております。

今後、本市は、当該施設における再発防止策の実施状況について定期的に確認を行うとともに、全運営団体を対象とした研修を実施し、アレルギー対応を含めた事故防止・緊急時対応の徹底、従事する全職員等への周知徹底等、厳しく指導してまいります。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-222-3987